

◎日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の附属書の改正に關する
交換公文

(略称) 中国との航空協定附属書改正取極

平成 四年 七月 十四日 北京で
平成 四年 七月 十四日 効力発生
平成 五年 一月 二十六日 告示

(外務省告示第四五号)

目 次

中国側書簡	四九一
1 附属書の1の改正	四九一
2 附属書の2の改正	四九二
日本側書簡	四九四

(日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の附属書の改正に関する交換公文)

(中国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本部長は、千九百七十四年四月二十日に北京で署名された中華人民共和国と日本国との間の航空運送協定の規定に従い両国の航空当局が千九百九十一年十二月十二日から十四日までの間及び千九百九十二年五月十二日から十四日までの間北京において協議を行い、議事録に署名したことに言及する光栄を有します。

本部長は、中華人民共和国政府に代わって、前記の議事録に従い、同協定の千九百七十九年九月十日及び千九百八十七年二月十七日に改正された附属書を次のように改正することを提案する光栄を有します。

1 附属書の1(中華人民共和国政府が指定する航空企業が両方向に運送する協定業務の路線)の路線を次のように改める。

北京—上海及び(又は)大連及び(又は)西安及び(又は)中華人民共和国内の他の一地点及び(又は)杭州若しくは後日合意する中華人民共和国内の他の一地点のうちの一地点—東京及び(又は)大阪及び(又は)名古屋及び(又は)九州(長崎を除く。)(内の一地点及び(又は)長崎若しくは後日合意する日本国内の他の一地点のうちの一

(中方公文)

日本国駐中華人民共和国特命全权大使

橋本恕閣下

我荣幸地提及，根据一九七四年四月二十日在北京签署的中华人民共和国和日本国航空运输协定的规定，两国航空当局于一九九一年十二月十二日至十四日和一九九二年五月十二日至十四日在北京举行了会谈，并签署了会谈纪要。

我谨代表中华人民共和国政府建议，按照上述会谈纪要，对已于一九七九年九月十日及一九八七年二月十七日修改的该协定附件再修改如下：

一、附件之一的航线(中华人民共和国政府指定的空运企业经营协议航班的往返航线)修改如下：

北京—上海和/或大连和/或西安和/或中华人民共和国境内的另一点和/或杭州或今后双方同意的中华人民共和国境内的另一点中的一点—东京和/或大阪和/或名古屋和/或九州(除长崎外)内的一点和/或长崎或

地点—運輸以外の目的での着陸のための一地点—ヴァンクーヴァー—トロント又はカナダ内の他の一地点のうちの一地点—サン・フランシスコ—シカゴ又はニュー・ヨークのうちの一地点(註—中南米(メキシコを含む。))内の三地点

(註) 中華人民共和国から東に向かって運輸される飛行でシカゴ又はニュー・ヨークのうちの一地点に定期の着陸を行うもの及び中華人民共和国に向かって西へ運輸される飛行でシカゴ又はニュー・ヨークのうちの一地点に定期の離陸を行うものは、サン・フランシスコに定期の着陸を行わなければならない。

2
附属書の2(日本国政府が指定する航空企業が両方向に運輸する協定業務の路線)の路線を次のように改める。

東京—大阪及び(又は)名古屋及び(又は)九州(長崎を除く。)(内の一地点及び(又は)日本国内の他の一地点及び(又は)長崎若しくは後日合意する日本国内の他の一地点のうちの一地点—上海及び(又は)大連及び(又は)西安及び(又は)北京及び(又は)杭州若しくは後日合意する中華人民共和国内の他の一地点のうちの一地点—シンガポール—ニュー・デリー、ボンベイ又はカラチのうちの一地点—テヘラン、ペイロート、カイロ又はイスタンブールのうちの一地点—アテネ又はヨーロッパ内の他の一地点のうちの一地点—ローマ又はヨーロッパ内の他の一地点のうちの一地点—パリ—ロンドン

今后双方同意の日本国境内の男一点中的一点
—— 一个作非运输业务性经营的地点—— 温哥华
—— 多伦多或加拿大境内的男一点中的一点
—— 旧金山—— 芝加哥或纽约中的一点(注)
—— 包括墨西哥在内的中、南美洲的三个地点。
(注) 从中华人民共和国东行至芝加哥或纽约的定期航班以及从芝加哥或纽约西行至中华人民共和国的定期航班必须在旧金山经营。

二、 附件之二的航线(日本国政府指定的空运企业经营协议航班的往返航线)修改如下:

东京——大阪和/或名古屋和/或九州(除长崎外)内的一点和/或日本国境内的另一点和/或长崎或今后双方同意的日本国境内的另一点中的一点——上海和/或大连和/或西安和/或北京和/或杭州或今后双方同意的中华人民共和国境内的另一点中的一点——新加坡——新德里或孟买或卡拉奇中的一点——德黑兰或贝鲁特或开罗或伊斯坦布尔中的一点——雅典或欧洲的另一点中的一点——罗马或欧洲的另一点中的一点——巴黎——伦敦。

本部長は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下のその旨の返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本部長は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十二年七月十四日に北京で

中華人民共和國
外交部長 錢 其 琛

中華人民共和國駐在
日本国特命全權大使 橋 本 恕閣下

我荣幸地提议，如果日本国政府复函接受上述建议，此函及阁下的复函即成为两国政府在此问题上达成的谅解，并自阁下复函之日起生效。

顺致最崇高的敬意。

中华人民共和国外交部长

錢 其 琛

一九九二年七月十四日于北京

(日本側書簡)
書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(中国側書簡)

本使は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであることを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が本日付けで効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十二年七月十四日に北京で

中華人民共和国駐在
日本国特命全權大使 橋本 恕

中華人民共和国
外交部長 錢 其 琛閣下

(参考)

この取極は、昭和四十九年に発効した中国との航空協定（昭和四十九年二国間条約集及び条約集第二三三四号参照）の附属書を改正するものである。